

石川県手話言語条例の概要

1. 条例提案の趣旨

- ・手話は、手や指、体の動きや表情などにより意思や抽象的な概念を視覚的に表現する言語である。
- ・我が国において、手話は、明治時代にその起源を有し、知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたものである。その一方で、手話を習得し、使用することが制約された時代も長く続いてきたことを忘れてはならない。
- ・こうした中、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成 23 年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成 26 年に障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置づけが制度的には確立されたところである。
- ・しかしながら、手話についての県民の理解は未だ十分に深まっているとは言い難い状況にある。
- ・このため、手話はろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を築くため、この条例を制定する。

2. 目的

- ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県及び市町の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、もって障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

3. 基本理念

- ・手話は、独自の体系を有する言語であり、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきた文化的所産であることを理解しなければならない。
- ・手話は、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要なものであることを理解しなければならない。

4. 県の責務

- ・市町その他の関係機関と連携し、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去に関して必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努める。

- ・ろう者及び手話通訳者その他の手話を使用できる者の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努める。

5. 市町の責務

- ・地域の関係機関と連携して、社会的障壁の除去に関して必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努める。

6. 県民等の役割

- ・県民は、基本理念にのっとり手話に対する理解を深め、県及び市町の施策に協力するよう努める。
- ・ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び県民に対する手話の普及に協力するよう努める。
- ・手話通訳者等は、手話に関する技術の向上に努めるとともに、基本理念に対する県民の理解の促進及び県民に対する手話の普及に協力するよう努める。

7. 事業者の役割

- ・ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に対して合理的な配慮を行うよう努める。

8. 施策の策定及び推進

- ・県は、障害者基本法の規定により策定する都道府県障害者計画において、手話に対する県民の理解の促進及び手話の普及に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進する。
- ・県は、前項の計画を策定しようとするとき、又は変更しようとするときは、石川県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

9. 手話を学ぶ機会の確保

- ・県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努める。
- ・県は、その職員が基本理念に対する理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するよう努める。

10. 学校における取組の推進

- ・聴覚障害のある幼児、児童及び生徒が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講じるよう努める。
- ・ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努める。

11. 手話通訳を行う人材の育成

- ・ 県は、市町その他の関係機関と協力して、手話通訳者等及びその指導者の養成及び手話に関する技術の向上に努める。

1 2. 手話による情報発信等

- ・ 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努める。
- ・ 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を取得することができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努める。

1 3. 事業者への支援

- ・ 県は、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するとき手話の使用に対して合理的な配慮を行うための事業者の取組に対して、必要な支援を行うよう努める。

1 4. 手話に関する調査研究

- ・ 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するため行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する。

1 5 財政上の措置

- ・ 県は、手話の普及その他の手話を利用しやすい環境の整備に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。